

# いすみ会議所だより

発行所／和泉商工会議所  
 〒594-1144 和泉市テクノステージ三丁目1-10  
 TEL: 0725-53-0330 FAX: 53-4747  
 ホームページ: <http://www.izumicci.jp>  
 Eメール: info@izumicci.jp

## 平成26年度中小企業・小規模事業者関係予算案が決定

先の平成25年12月24日開催の閣議において、平成26年度政府予算案が決定されました。

このうち、中小企業・小規模事業者関係予算案の概要は以下のとおりですので、お知らせします。



### 中小企業・小規模事業者対策のポイント

(4頁に関連記事を掲載)

#### ものづくり・商業・サービス業を支援します

##### ◆ものづくり・商業・サービス革新補助金 25年度補正

- 試作品・新商品の開発や生産プロセスの改善、新しいサービスや販売方法の導入など、中小企業・小規模事業者が事業革新に取り組む費用の2/3を補助します。

対象分野：ものづくりに加え、商業・サービス分野を追加  
補助上限額：1,000万円（特定分野※への投資は1,500万円）

※特定分野：医療・環境・エネルギー分野など

※小規模事業者のみが利用できる特別枠を設定します（上限700万円）

- 金融機関から借入を行い耐用年数を超過した設備を入れ替える大規模投資（総資産の15%を超える設備投資）を行う場合に、借入額の1%相当額※を上限に補助します。  
※例えば、事業者が1億円の借入れを行う場合、100万円を上限に補助します。

##### ◆ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業 26年度

（サポイン事業）

- 連携を通じて、ものづくり技術を活用した研究開発・製品化から販路開拓を行う費用の2/3を補助します。  
補助上限額：4,500万円

お問い合わせ先：中小企業庁 ①, ③ 創業・技術課 03-3501-1816 ② 金融課 03-3501-2876

#### 頑張る商店街を応援します

##### ◆商店街活性化支援補助金 25年度補正

- 地域住民の安心・安全な生活環境を守るために事業（防犯カメラの設置などに加え、子育て・高齢者支援施設の整備や高齢者向け宅配サービスの提供などを追加）に要する費用の2/3を補助します。

補助上限額：1.5億円

- 消費を喚起するイベントや商店街のセールの実施に要する費用（チラシの作成、配布などを含む）を全額補助します。

補助上限額：400万円\*

※参加商店街数に応じて上限額を引き上げ（例えば、5～9商店街で連携する場合は800万円）

##### ◆地域商業自立促進補助金 26年度

- 商店街の空き店舗への店舗誘致や、コミュニティスペースの整備などの取組に要する費用の2/3を補助します。

補助上限額：5億円

お問い合わせ先：中小企業庁 商業課 03-3501-1929



●詳しい情報は、中小企業庁ホームページや中小企業庁が委託して運営する支援ポータルサイト「ミラサポ」でご覧ください。 <https://www.mirasapo.jp/>

ミラサポ

検索

#### 小規模事業者を応援します

##### ① 小規模事業者支援パッケージ事業 25年度補正

- 小規模事業者が、商工会議所・商工会と一緒に販路開拓に取り組む費用（チラシ作成費用や商談会参加のための運賃など）の2/3を補助します。

補助上限額：50万円（雇用を増やす場合は100万円） 26年度

##### ② 小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資）

- 商工会議所・商工会の経営指導員による経営指導を受けている小規模事業者に対し、日本政策金融公庫が無担保・無保証・低利で融資を行います。平成26年4月から、貸付上限額を1,500万円から2,000万円に引き上げます。 26年度

##### ③ 支援体制強化事業（よろず支援拠点）

- 様々な経営課題を分析し、具体的なアドバイスや相談に応じた適切な支援チームの構成などを行う「よろず支援拠点」を各都道府県に設置します。

お問い合わせ先：①, ② 小規模企業政策室 03-3501-2036  
 ③ 経営支援課 03-3501-1763

## 日本政策金融公庫より感謝状授与



（横山事業統括より正副会頭へ感謝状を授与）

去る1月22日(水)に和泉商工会議所が(株)日本政策金融公庫より感謝状を頂きました。

感謝状授与の理由は永年にわたり小規模事業者経営改善資金融資制度の普及と推進に貢献したことが主な要因です。

制度創設40周年を迎えて、マル経融資制度に和泉商工会議所が尽力をしたということで感謝状がおくられました。

当日は、正副会頭全員がそろって(株)日本政策金融公庫 堺支店 国民生活事業 事業統括 横山様より感謝状を授与されました。

和泉商工会議所におきましても、今後とも本制度を推進して参りたいと思いますので、会員皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

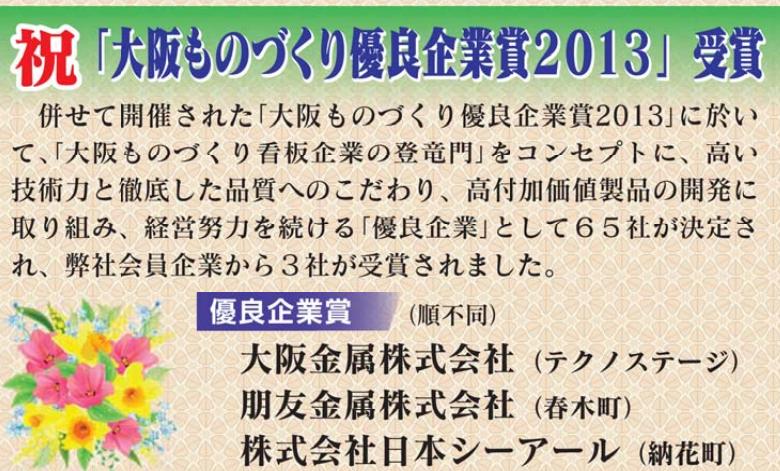
**祝 平成25年度「大阪府商工関係者表彰」受賞 弊所常議員3名が受賞される**

去る1月24日(金)、エルおおさか(大阪府立労働センター)に於いて平成25年度大阪府商工関係者表彰式が開催され、弊所より推薦させて頂いた3名の方々が受賞されました。大変名誉ある賞を受賞されましたことを心よりお慶び申し上げますとともに、今後益々のご発展とご活躍をお祈り申し上げます。



## 団体役員表彰 (順不同)

久 禮 一 弘 氏 (クレ株式会社 取締役会長) 常議員  
志 摩 英 和 氏 (株式会社志摩製作所 代表取締役) 常議員  
橋 本 光 宏 氏 (日本酪農協同株式会社 代表取締役) 常議員



平成26年の新春を祝う新年互 礼会（和泉商工会議所・和泉市： 共催）が1月7日（火）、午前11 時より和泉シティプラザ3階レ セプションホールにて開かれ、商 工会議所議員、各関係団体、市 関係者等354名が出席した。

互 礼会では、主催者側を代表 して辻市長、岸脇会頭が年頭の あいさつに立ち、岸脇会頭より 「グローバルに物事を考え、安い ものを需要のあるところへ提供 し、和泉市の経済発展に貢献し ていく事が会議所の使命であ る。」として強い意志を示された。

引き続き、遠藤衆議院議員の 来賓挨拶、森大阪府議会議員・ 杉本大阪府議会議員・和泉市議 会議員の紹介、和泉市功労者表 彰受章者の紹介、友田市議会議 長の乾杯にてなごやかに祝宴が 開かれ、出席者は新しい年の飛 躍を誓い、石川副市長の中締め にて盛会裡に終了した。



# 平成26年 新年互礼会

～華やかに新春を祝う～



## 年頭の挨拶をする辻市長

年頭の挨拶をする岸脇会頭



和泉商工会議所会員親睦『伊勢神宮初詣』を開催



和泉商工会議所会員親睦委員会（原 和幸委員長）では、1月18日（土）に新春恒例行事の伊勢神宮初詣を開催。当日は晴天に恵まれ、総勢77名の方々にご参加いただいた。

平成26年は、20年に一度伊勢神宮の社殿を造り替える式年遷宮後の初めての新年を迎える事もあり、全国各地より参拝客が多く、混雑が予想されたが、周辺道路の渋滞等もなく予定通り挙行することができた。

懇親会にて挨拶する ができた。  
小柳副委員長 初めに食物・穀物を司る豊受大御神をお祀りする外宮の新しい正宮を参拝。その後皇室の御租神であり、日本の総氏神であります天照大御神をお祀りする内宮へ移動。内宮では入口となる五十鈴川にかかる宇治橋を渡り、正宮の社殿の中心にある新しい正殿にて特別参拝。又、御神楽殿にて商工会議所の今後の発展と参加者一同の商売繁盛・無病息災を祈願してご祈祷を受けた。

参拝・ご祈祷後は、懇親会会場の「金谷本店」に移動し、名物のすき焼きをご賞味されながら、参加者全員が懇親を深め合い、無事帰阪した。



# 女性会だより



女性会  
阪口会長

平成26年度 和泉商工会議所女性会新年会を、平成26年1月29日(水)に開催致しました。

女性会は本年20周年を迎えます。大きな節目であり、新たなスタートが始まります。みなさん、今後も女性会の活動にご協力とご理解をお願いいたします。



山本副会頭



阪口副会頭



大宅副会頭



岸脇会頭



## 平成25年度 第2回 いずみまちゼミナールを開催

毎年たくさんの市民の方が受講されている「いずみまちゼミナール」が1月30日(木) 和泉シティプラザにて開催されました。(合同会場開催)  
今回は新しく参加された事業所が3店舗ありました。

参加された市民の方から「また開催してください」という声を頂きました。

事業主の方にとりましても、当所にとりましても市民の方の声を直接聞くことができ、今後の事業に大いに役立てることが出来るイベントです。  
26年度も引き続き開催できるよう、みなさまのご参加をよろしくお願いします。



## 機密文書を安全に処理します

### 地球環境への貢献にも寄与

和泉商工会議所は環境貢献と企業価値向上のため、エコマーカー事業の取組みを行っています。

エコマーカー事業は企業が排出する使用済み文書（機密文書・保管期限切れ保存文書）の処理にお困りの事業所へ、大型シュレッダー搭載の「エコポリスバン」を配車し、目の前で細断処理します。

機密文書などの安全な処理により、日々のシュレッダー処理の手間を省き、細断古紙は焼却せず製紙原料会社へ回収され、再生品としてリサイクルすることにより、CO<sub>2</sub>発生を抑制し、地球温暖化防止に貢献でき、環境貢献企業としての役割が果たせます。



細断料金表	重量	料金(税別)
出張細断の場合	500kg未満	一律32,500円
	500kg以上	65円/kg
持ち込み細断の場合	1kgあたり	65円/kg

エコマーカー事業への参加方法は

- お申込み
- 細断実施日のお打ち合わせ
- 細断実施(計量)
- 機密処理・リサイクル管理票発行
- 請求書・機密処理・リサイクル証明発行
- エコマーカーポイント発行

※500kg以上の  
出張細断の場  
合は駐車スペ  
ース(約9m×  
高さ3.5m)が  
必要

申込・問合せ先 和泉商工会議所 ☎0725-53-0330

# 平成25年度補正予算案・平成26年度予算案・税制改正案(中小企業・小規模事業者対策のポイント)

## 設備投資を後押しします

お問い合わせ先：中小企業庁 財務課 03-3501-5803

### ◆中小企業投資促進税制の上乗せ措置の創設

- NC旋盤など、工業会等で生産性向上に資することを証明した設備等への投資を対象とした税制優遇制度について、下記①～③の上乗せ措置を創設しました。(平成29年3月末まで適用)
  - ①初年度100%償却できるようになります。
  - ②個人事業主や資本金3,000万円以下の小規模な事業者が税額控除を選択する場合、控除割引が7%から10%になります。
  - ③資本金3,000万円超1億円以下の中小企業も税額控除(7%)を選択できるようになります。

※製造業だけでなく、飲食店などの商業・サービス業でもご利用いただけます。  
例)個人事業主のパン屋さんがパン生地を作るために導入したミキサーなど

### ◆少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長

- 30万円未満の全ての減価償却資産(建物、機械装置、器具備品、工具、ソフトウエア等)を取得した際に、初年度100%償却ができます。(平成28年3月末まで適用)

## 創業を目指す方を支援します

お問い合わせ先：中小企業庁 ①経営支援課 03-3501-1763  
②新事業促進課 03-3501-1767  
③小規模企業政策室 03-3501-2036

### ◆創業促進補助金(第二創業も対象) 25年度補正

- ①創業費用の2/3を補助します。 補助上限額：200万円
  - ②産業競争力強化法に基づき、市区町村と連携する創業支援事業者\*による、経営相談や交流会の開催などの取組を支援します。 補助上限額：1,000万円 補助率：2/3
- \*商工会議所・商工会や認定支援機関(税理士、中小企業診断士など)、地域金融機関など

### ◆地域創業促進支援事業 26年度

- ③全国300箇所で「創業スクール(仮称)」を開催し、創業希望者の基礎知識の習得からビジネスプラン作成までを支援します。

## 販路開拓を支援します

お問い合わせ先：中小企業庁 新事業促進課 03-3501-1767

### ◆中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業 25年度補正

- 海外現地にワンストップ相談窓口を設置し、法務・労務等の個別課題を支援します。特に、海外拠点の移転・撤退等にあたっての支援を強化します。

### ◆JAPANブランド育成・地域資源活用支援補助金 26年度

- 世界に通用するブランド確立のため、事業者が連携して行う商品開発や、海外展示会出展などにかかる費用の2/3を補助します。 補助上限額：2,000万円
- 農林水産物や観光資源など地域資源を活用した新商品・新サービスの開発や国内展示会出展などにかかる費用の2/3を補助します。 補助上限額：3,000万円(4社以上連携する場合は4,000万円)

### ◆中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金 26年度

(農商工連携・異業種連携)

- 事業者が連携して行う新商品・新サービスの開発や国内展示会出展などにかかる費用の2/3を補助します。 補助上限額：3,000万円

## 消費税率引き上げに伴う対策の相談に応じます

お問い合わせ先：中小企業庁 財務課 03-3501-5803

### ◆取引先いじめ防止対策事業 25年度補正

- 弱い立場にある取引先(納入業者・下請業者・運送業者など)に、消費税率引上げ分を負担させることがないよう、全国の商工会議所・商工会などに相談窓口を設置するほか、出張相談なども実施します。

## 地域経済の活性化を後押しします

お問い合わせ先：中小企業庁 財務課 03-3501-5803

### ◆交際費課税の特例措置の拡充

- 交際費を800万円まで損金算入できるこれまでの措置に加えて、新たに飲食費(上限無し)の50%を損金算入できる措置が創設され、選択適用できることになりました。  
(平成26年4月から平成28年3月末まで適用)

※本資料は、平成25年12月12日(木)に閣議決定された内容に基づき作成しています。

## 資金繰り・事業再生を支援します

お問い合わせ先：中小企業庁 金融課 03-3501-2876

### ◆中小企業・小規模事業者の資金繰り・事業再生支援 25年度補正

- 日本政策金融公庫・商工中金が、原材料・エネルギーコスト高の影響や消費税率引上げに万全を期すため、引き続きセーフティネット貸付を推進するとともに、日本政策金融公庫が民間金融機関から融資を断られた事業者向けの融資制度を始めます。<sup>※1</sup>
- 信用保証協会が、複数の債務を一本にまとめ、日々の返済負担を軽減する借換保証<sup>※2</sup>を推進します。
- 日本政策金融公庫が、老朽化設備の新陳代謝、給与支給総額の引上げ、創業など前向きの事業展開に向けた取組に対応した融資を促進します。<sup>※3</sup>

### ◆「経営者保証に関するガイドライン」の適用開始 25年度補正

#### ●経営者の個人保証について

- ①法人と個人が明確に分離されている場合などに、経営者の個人保証を求めないこと
- ②早期に事業再生や廃業を決断した際に一定の生活費等(従来の自由財産99万円に加え、年齢等に応じて100万円～360万円)を残すことや、「華美でない」自宅に住み続けられることなどを検討すること
- ③保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除することなどを定めたガイドラインができました。(2月から適用開始予定)利用を御希望の方には専門家を派遣してアドバイスします。

- 第三者保証人についても、上記②、③については経営者本人と同様の取扱となります。

※1 経営支援型の金融環境変化対応資金：日本政策金融公庫等の定期的な経営指導を受ける場合や、雇用の維持拡大を行う場合に金利を最大0.5%引き下げます。

※2 借換保証と合わせて、産業競争力強化法により創設される経営改善サポート保証の活用が可能です。経営改善サポート保証とは、中小企業再生支援協議会等による支援を受けて作成した計画に基づき、経営改善・事業再生に取り組む場合に、一般保証とは別枠で普通保証2億円、無担保保証8,000万円、特別小口保証1,250万円が利用可能となる制度です。

※3 耐用年数の過ぎた設備の入替えに要する資金について、日本政策金融公庫において当初2年間、適用金利を0.5%引き下げるなどの措置を講じます。

## 和泉商工会議所では「エコキャップ活動」に取組んでいます

和泉商工会議所ではペットボトルのキャップを分別回収する「エコキャップ活動」を実施しています。

回収されたペットボトルキャップは協賛する「NPO 法人 エコキャップ推進協会」に送付後、資源化事業者に売却されます。その利益が「NPO 法人 世界の子供にワクチンを 日本委員会」に寄付され、ワクチンが世界の発展途上国の子供たちに送られる仕組みになっています。

今後も活動の意義や認識を職員で共有し、活動を通じて社会貢献を積極的に行っていきます。

★当会議所に回収ボックスを設置しております。

ご来所の折りには、お持ち込みご協力の程よろしくお願い申し上げます。



# PRTR法と府条例に基づく化学物質の届出について

化学物質による環境リスクを低減させるため、一定の要件を満たす事業所は、環境への排出量や移動量等を把握するとともに毎年の届出が必要です。

なお、事業所の所在地により届出先が異なりますのでご注意ください。PRTR 法及び条例の詳細はホームページをご参照ください。届出書の様式等もホームページから入手することができます。

## 1 届出の概要

大阪府においては、事業者による化学物質の自主的な管理を促進するため、PRTR 法及び条例に基づく届出制度を運用しています。各届出の届出要件及び内容は次のとおりです。

	PRTR法「排出量等（排出量・移動量）」	条例「排出量等（排出量・移動量・取扱量）」
対象業種	製造業等 24 業種（製造業、倉庫業、石油卸売業、燃料小売業、洗濯業、自動車整備業、機械修理業、医療業 等）	
従業員数	事業者全体で常時使用する従業員数が 21 人以上	
対象物質 及び事業 所における年間取 扱量※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>PRTR法で指定する物質のうち、年間取扱量が 1 トン(一部の物質は0.5トン)以上の物質 (PRTR法で指定する物質の例) トルエン、キシレン、塩化メチレン等462物質</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>PRTR法で指定する物質のうち、年間取扱量が 1 トン(一部の物質は0.5トン)以上の物質</li> <li>条例で指定する物質のうち、年間取扱量が 1 トン以上の物質 (条例で指定する物質の例) メタノール、メチルエチルケトン等23物質 及びVOC(揮発性有機化合物)の総量※2)</li> </ul>
主な届出内容	PRTR 法で指定する物質の排出量、移動量	PRTR法で指定する物質の取扱量 条例で指定する物質の排出量、移動量、取扱量

※1 対象業種、従業員数、対象物質及び事業所における年間取扱量のいずれもが該当する事業者について、事業所毎に届出が必要です。

※2 VOC(揮発性有機化合物)の総量は、トルエン、キシレン等のVOC(揮発性有機化合物)に該当する物質の合計値が 1 トン以上で届出が必要です。

	条例「化学物質管理計画書」	条例「化学物質管理目標決定及び達成状況」
届出要件	排出量等の届出対象事業所のうち常時使用する従業員数が 50 人以上の事業所を有する事業者	
主な届出内容	化学物質の管理体制や緊急事態の対処等の規定	目標物質の選定、管理の改善方法及び目標の達成状況

## 2 届出の受付期間

平成 26 年度の届出は、平成 25 年度に把握した実績について、次の期間内に届出をお願いします。

- (1) PRTR法の届出 平成 26 年 4 月 1 日～6 月 30 日  
 (2) 条例の届出 平成 26 年 4 月 1 日～9 月 30 日

## 3 問い合わせ先

大阪府 環境農林水産部 環境管理室 環境保全課  
 化学物質対策グループ TEL 06-6210-9578  
 ※下記市町村では、届出先が事業所所在地の市町村になります。

### <大阪府化学物質管理制度の見直しについて>

大規模災害に備えて、事業者が自ら環境リスクの把握を行い、対策の優先度を決定し、リスク低減の方策を講じることにより、化学物質の管理を促進するため、平成25年11月29日に大阪府化学物質適正管理指針の改正を行いました。詳細についてはホームページをご参照ください。

#### ホームページアドレス

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kankyozen/shidou/index.html>

### 届出先が事業所所在地である市町村

大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、茨木市、八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、箕面市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、太子町、河南町、千早赤阪村

(届出先の担当課等につきましては、ホームページで確認してください。)

## 和泉商工会議所 無料相談コーナー

会員の皆様、事業の事で悩んでいませんか？

そんな時は会議所の専門指導員に相談ください。

●税務相談（相続税）の相談も承ります。

- 偶数月第 2 水曜日 午後 1 時 30 分～同 4 時 予約制です。  
 相談員 税理士 露 口 六 彦

●法律相談

- 毎月第 3 水曜日 午前 10 時 30 分～同 11 時 30 分 予約制です。  
 相談員 弁護士 仁 井 谷 徹

### 新会員をご紹介下さい !!

当所では新会員を募集しております。

貴社のお取引先、お知り合いの方で本商工会議所の会員にまだ入会されていない事業所様がございましたらご紹介下さいます様お願い申し上げます。

職員が訪問の上、ご説明をさせて頂きます。

和泉商工会議所 TEL 0725-53-0330

### 日本仲人協会和泉第一支部 のぞみ会

結婚を真剣に考える方々の会です。約 1100 名の仲人達が個々にお預かりしている結婚希望者のために、日々活動しています。私も仲人としてその中から貴方に合う人に出会えるまでお世話します。今まで、結婚したい人に出会えるチャンスは何回あるでしょう。習い事にいくつもりで始めてみませんか？

(貴方の)幸せは準備するところにやってきます。

日本仲人協会認定仲人士

藤田早苗

Phone: 090-3943-2241

0725-41-4551

Address:〒594-0064

大阪府和泉市寺門町 1-11-8

E-mail: partner1122@i.softbank.ne.jp

URL: <http://fujitabo.co.jp/nozomikai/>



## 平成25年分確定申告会場のお知らせ

泉大津税務署の確定申告会場は、テクスピア大阪4階(泉大津市旭町22-45南海本線「泉大津」駅東側)です。

当会場では、所得税(譲渡所得を含む)、個人事業者の消費税、贈与税の申告書等の作成及び受付を行います。税金の納付はできませんので、お近くの金融機関をご利用ください。

開設期間は、2月5日(水)から3月17日(月)までです(土・日曜日、祝日は除く。ただし、2月23日と3月2日の日曜日に限り開設)。

開設時間は、午前9時から午後5時までです(相談内容によって、申告書の作成等に時間を要しますので、午後4時までにお越しください)。なお、会場の混雑状況などにより、受付を早めに終了させていただく場合があります。

開設期間中、泉大津税務署内では、「作成済みの申告書等の受付」、「納税」、「納税証明書の発行」及び「用紙の交付」のみを行います。

### ●公的年金等を受給されている方の申告手続き

次の①と②の両方に該当する場合は、所得税の確定申告(提出・納税)が不要です。

- ① 公的年金等の収入金額の合計額が、400万円以下
- ② 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が、20万円以下

ただし、①と②の両方に該当する場合でも、所得税の還付を受けられる方は、確定申告書の提出が必要です。

- \* 詳しい計算方法などについては、最寄りの税務署にお尋ねください。
- \* 所得税の確定申告が不要でも、住民税の申告が必要となる場合があります。

詳しくは、お住まいの市区町村にお尋ねください。

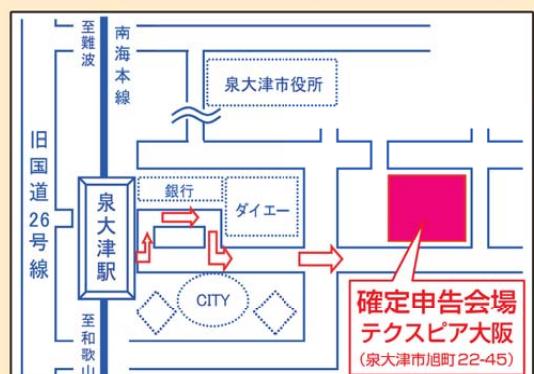
### ●確定申告書等作成コーナー(国税庁ホームページ)の利用

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すれば、所得税、消費税、贈与税の確定申告書などが作成することができます。

作成したデータは、インターネットからe-Taxを利用して提出することができるほか、印刷した「書面」により提出することもできます。

また、「確定申告の手引き」などの用紙等は、国税庁ホームページからダウンロードできます。

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)を是非ご活用ください。



国税庁

検索

問い合わせ先：泉大津税務署 個人課税部門 TEL 0725-33-5601(代表)

### ●申告及び納付期限のお知らせ

申告所得税及び復興特別所得税・贈与税の申告と納税は平成26年3月17日(月)まで、消費税及び地方消費税(個人事業者)の申告と納税は平成26年3月31日(月)までです。

申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税(個人事業者)の納税には、便利で安全な振替納税を是非ご利用ください。

ご利用に当たっては、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」の提出が必要です。

既に所得税で振替納税をご利用されていても、新たに消費税の振替納税をご利用になられる方は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」の提出が必要です。

平成25年分の申告と納付期限

申告所得税及び復興特別所得税と贈与税	平成26年3月17日(月)
消費税及び地方消費税(個人事業者)	平成26年3月31日(月)

振替納税をご利用の方の振替納付日

申告所得税及び復興特別所得税 確定申告分	平成26年4月22日(火)
消費税及び地方消費税(個人事業者) 確定申告分	平成26年4月24日(木)

## 下請取引条件改善セミナーへの参加者募集



下請製造業等を営む皆様へ、下請取引のトラブルを未然に防ぐ、具体的な事例を基に対応策を解説いたします。



下請代金の支払い遅延・買いたたき・下請代金の減額・不当な経済上の利益提供要請・不当な給付内容の変更など

参加お申込みは、事業所名・住所・電話番号・FAX番号・受講者名をご記入のうえ、右記までご連絡をお願い致します。  
《平成26年2月28日(金)まで》定員になり次第 締切り

日時 平成26年3月11日(火)  
16:00～17:45

参加費無料  
定員60名

場所 ホテルサンルート関空 (泉大津市なぎさ町5-1)

講師 (公財)大阪産業振興機構 取引適正化相談員  
(元公正取引委員会相談室長) 神野 智文 氏

お問い合わせ・ご連絡先

和泉商工会議所 TEL 0725-53-0320 / FAX 0725-53-5959  
協力：ものづくりビジネスセンター大阪(MOBIO) 公益財団法人 大阪産業振興機構

## DMの発送にかかる手間・時間・経費の見直しに

当所会報「いずみ会議所だより」の発送封筒内に、事業所様のチラシを同封するサービスを実施しております。是非ビジネスチャンスの拡大にご利用下さい。概要は下記のとおりです。

- |         |   |
|---------|---|
| ○ 内 容   | 会社PR・新製品営業案内<br>各種イベント・割引サービス等          |
| ○ 発 送 日 | 毎月10日～15日頃発送                            |
| ○ 発行部数  | 約2,000部                                 |
| ○ 料 金   | 会員 10,000円(消費税込み)<br>会員外 30,000円(消費税込み) |

- |        |   |
|--------|---|
| ○ 申込方法 | チラシの見本を会議所へFAX又はご持参下さい。                       |
| ○ 申込期日 | 同封希望チラシを前月の25日までに2,000部をご用意して和泉商工会議所までご持参下さい。 |
| ○ 支払方法 | 同封物持参時に現金又は指定口座への振込みでお願いします。                  |

※チラシの内容が当サービス運営上、不適当と思われる場合は、お申込みをお断りさせていただく場合がありますので、予めご了承下さい。

ポイントシステム

11回ご利用いただきましたら、  
12回目は無料にさせていただきます。

お問い合わせ 和泉商工会議所 広報担当まで TEL: 0725-53-0330



## 新会員のご紹介コーナー

### 和泉久井郵便局

局長 馬 殿 高 宏

〒594-1142

和泉市久井町532-4

TEL 0725-54-0391

### 吉永建設

代表 吉 永 将 人

〒594-1104

和泉市万町1362-19

ラフォレグラン 206

建設業

TEL 0725-30-4825

### 持田商店

代表 持 田 浩 平

ワイヤーロープ・吊具卸し  
非鉄金属、製鋼原料売買

美容業

TEL 0725-30-6553

### 山村服装

代表 山 村 敦

縫製加工

〒594-1156

和泉市内田町2-6-40

TEL 0725-53-3618

### dz.ベーカリー&カフェ

店長 藤 井 哲 也

パン製造販売・喫茶

〒594-1106

和泉市はつが野3-1-9

TEL 0725-24-0045

### 株式会社 スハママネジメント サポートオフィス

代表取締役 須 濱 哲 昌

〒594-0041

和泉市いぶき野3-14

グランドメゾン和泉中央1-301

経営コンサルタント

TEL 0725-24-5207

### オフィオ(OFIO)

代表 小野林 治三夫

不動産賃貸業

〒594-0071

和泉市府中町4-1-28

TEL 0725-41-0336

### 菱田整骨院

院長 菱 田 潤

整骨院

〒594-1112

和泉市三林町1273-20

TEL 090-6967-8534

### 株式会社 Le-futur ルーフタール

代表 岩 元 真一郎

飲食業

〒594-0005

和泉市幸2-6-13

TEL 0725-46-0429

### 株式会社 創 人

代表取締役 足 立 良 二

建築業

〒594-1101

和泉市室堂町5-1(6-1102)

TEL 0725-26-2700

### 株式会社 パトリオットバトン

代表取締役 讀 岐 康 司

飲食業

〒542-0081

大阪市中央区南船場4-13-2

TEL 06-6245-5060

## 所得税・消費税申告 相談会のお知らせ

平成 26 年 2 月 17 日(月)より「平成 25 年度 所得税・消費税申告」が始まります。(所得税 3 月 17 日(月)・消費税 3 月 31 日(月)まで) 例年、和泉商工会議所会館にて相談会を開催しておりますが、本年度はテクノステージへの会館移転によりご不便をおかけしている事業所の皆様に対しまして「申告出張相談会」を下記の日程にて和泉市コミュニティセンター(和泉市役所隣)で 3 日間開催いたします。

平成 26 年 2 月 24 日(月)  
2 月 28 日(金)  
3 月 6 日(木) 10 時 ~ 16 時 和泉市コミュニティセンター開催  
全日共最終受付 15 時 30 分まで

**商工会議所会館では 2 月 17 日(月) 9 時 30 分~ 開催致します。**

ご不明な点等ございましたら 和泉商工会議所 中小企業相談所までお問合せ下さい。電話 0725-53-0320

#### 申告時必要書類

- ① 税務署から送付されてきた決算書・確定申告書・納付書等  
※e-Taxを選択されている方は税務署からハガキが届いておりますので必ずご持参下さい。
- ② 平成 23 年・24 年分の決算書・確定申告書控
- ③ 平成 25 年分の売上・仕入・経費科目の金額
- ④ 平成 25 年分の専従者・従業員の源泉徴収簿
- ⑤ 平成 25 年度中に支払った国民健康保険料・国民年金保険料の納付証明書
- ⑥ 生命保険料・地震保険料・小規模企業共済等の控除証明書
- ⑦ 公的年金・給与等の源泉徴収票・医療費の領収書
- ⑧ 認め印(シャチハタは不可)



#### 和泉商工会議所電子申告(e-Tax)代理送信にて 確定申告書を提出されておられる皆様へ

所得税・消費税の確定申告を電子申告(e-Tax)にて提出されておられる事業所様には、税務署より確定申告書・決算書等の書類は送付されませんのでご注意下さい。(所得税・消費税を納付されている方については納付書のみ毎年郵送されます) 本所では引き続き電子申告を行っておりますので、本年分の確定申告書・決算書が必要な方は、ご連絡下さい。

## 原産地証明書発給手数料及び原産地証明書用紙代改定のお知らせ

平成26年4月からの消費税率8%引上げに伴い、弊所貿易登録事業者様にご利用頂いております原産地証明書発給手数料を**平成26年4月1日発給分**より現行1件につき1,050円から1,080円へ、又、原産地証明書用紙代(100枚綴り)を現行1,050円から1,080円へ改定させて頂きますので、何とぞご理解ご協力賜ります様お願い申し上げます。

尚、弊所受付時間は平日午前9時から午後5時15分までとなっております。証明書発給にはお時間がかかる場合がございますので、ご来所の際には事前にお電話頂きます様重ねてお願い申し上げます。

和泉商工会議所 業務課 TEL : 0725-53-0330

和泉交通安全協会より



## ドライバーの交通安全意識向上に 効果があった管理者の言葉をご紹介します。

飲酒運転根絶

**飲酒運転したら 誰もがあなたを 助けることができない**【ガス工業所】  
運転者には日頃から「もし君が飲酒運転をして事故を起こしても、誰もあなたを助けてあげることはできない」と口癖のように言っている。そう言い切ることで、運転者に安全運転を強く意識させている。

シートベルト着用

**シートベルトを着用しない人は 明日から出社に及ばず** 【電気部品製造業】  
新入社員を教育するときにはよく話す言葉。シートベルトは誰のためでもない。自分の命を守るもので、そんな基本的な自己防衛ができるない人間は務まらない。シートベルト非着用は軽い違反だと考えないことをこの言葉で強く訴えている。

交通事故防止

交通事故は「不良債権」！ 1円の損害でも事故は事故【運輸会社】

**交通事故は「不実損害」、1円の損害でも事故は事故【注釈】**  
交通事故は運送会社にとって不良債権であり、加害・被害を問わず、1円でも損害が生じた事象は事故として処理している。会社としては、事故にかかる費用は教育費と考えるとともに、事故の再発防止に全力で尽くしている。

## 和泉警察署管内の交通事故発生状況（平成25年中 数字は概数）

区分	発生件数	死者数	負傷者数		
平成25年	1019件	0人	1254人	重傷者	74人
平成24年	1085件	5人	1332人	重傷者	80人
増減	-66件	-5人	-78人	重傷者	-6人

注：1 死者数とは、交通事故発生後 24時間以内の死亡者数をいいます

② 重傷者数とは1ヶ目(30日)以上の治療を要する負傷者数をいいます。

**広告募集中!!**

提 载 内 容

●広告料金／会員 1ヶ月 10,000円（消費税込み）

会員外 1ヶ月 30,000円（消費税込み）

- 寸法(約)／縦6.4cm、横11.2cm
  - 発行部数／約2,000部
  - 年間契約／12回掲載の時は、1回分サービス

ご利用下さい！マル経融資

**マル経融資（小規模事業者経営改善資金融資制度）**とは、  
商工会議所の経営指導を受けて経営の改善をしていくうとする方に商工会議所の推薦により★無担保★無保証人★低利率で日本政策金融公庫から貸し出されるものです。

資金の使途	融資限度額	利 率	返済期間
運転資金	1,500万円	1.60% 貸付時の金利で固定 H26年1月16日現在 (金利は変動します)	7年以内 (1年以内据置可)
設備資金			10年以内 (2年以内据置可)

審査の結果により、融資をご利用頂けない場合があります。

-お問い合わせ先- 和泉商工会議所(中小企業相談所) TEL 53-0320